

## 小規模多機能型居宅介護 契約書

\_\_\_\_\_ 殿（以下利用者とする）と医療法人社団白峰会小規模多機能型居宅介護事業所（以下事業者とする）は、事業者が行う地域密着型サービス（以下サービスとする）について次の通り契約します。

（契約の目的）

### 第1条

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が住み慣れた地域において「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービスを利用者の状態に応じて組み合わせながら、在宅生活を支援するものです。

利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととします。

利用者人数（登録者）は29人以内に限定されます。

（契約期間）

### 第2条

一 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。

二 満期満了日の14日前までに、利用者から事業者に対して、明確な契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

（身元引受人）

### 第3条

一 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること。

②弁済をする資力を有すること。

二 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額170万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

三 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて身元

引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

四 身元引受人が第一項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第一項但書の場合はこの限りではありません。

五 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(居宅介護計画)

#### 第4条

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、配置した介護支援専門員がケアプランを作成します。それに基づいてサービスが提供されます。

(居宅介護サービスの提供場所)

#### 第5条

- 一 サービス提供場所は、医療法人社団白峰会小規模多機能型居宅介護事業所です。  
所在地 茨城県下妻市下栗1226番地1
- 二 事業者は、第4条に定めたケアプランに沿って介護サービスを提供し、その内容について利用者に説明します。
- 三 利用者は、そのサービス内容の変更する場合には、事業者申し入れることができます。

(サービス提供の記録)

#### 第6条

- 一 事業者は、サービス提供に関する記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
- 二 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、複写を求めた場合には、原則として、必要な実費徴収の上、これに応じます。
- 三 事業所は身元引受人が第1項の記録の閲覧、複写物を求めたときは、閲覧、複写を必要とする事情を確認して事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、複写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反する恐れがあると事業所が認める場合は、閲覧、複写に応じないことができます。

(利用料金の請求と支払い)

#### 第7条

- 一 利用者及び身元引受人はサービスの対価として、利用料として法律で定める料金の1割～3割とその他の利用料を支払います。法律で定めたサービス以外の利用料金は、別表に記載します。
- 二 事業者は、当月の料金の合計額に明細を付して、翌月の10日までに利用者、又は、身元引受人に送付します。
- 三 利用者及び身元引受人は、当月の利用代金の合計額を翌月の末日までに支払います。
- 四 事業者は、利用者及び身元引受人から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収書を発行します。

(利用料金の変更)

#### 第8条

- 一 事業者は、利用者及び身元引受人に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食事等の単価の変更（増額また減額）を申し入れることが出来ます。
- 二 利用者及び身元引受人が利用料金の変更を承諾する場合、新たな利用料金に基づく利用表を作成し、お互いに取り交わします。
- 三 利用者及び身元引受人は、利用料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

(サービスの中止)

#### 第9条

- 一 利用者は、事業者に対して、体調不良等の理由により、小規模多機能型居宅介護サービス実施が困難と判断した場合、サービスを中止することが出来ます。
- 二 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、介護サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの中止をする事が出来ます。

(相談、苦情)

#### 第10条

事業者は、利用者及び身元引受人からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、介護サービスに関する両者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(契約の終了)

#### 第11条

- 一 利用者及び身元引受人は事業者に対して、2週間の予告期間において文書で通

知することにより、この契約を解約する事が出来ます。ただし、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。

二 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者及び身元引受人に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することが出来ます。

三 次の事由に該当した場合は、利用者及び身元引受人は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。

- ①事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ②事業者が、守秘義務に反した場合。
- ③事業者が、利用者やその家族などに対して反社会的行為を行った場合。
- ④事業者が、破産した場合。

四 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することが出来ます。

- ①利用者のサービス利用料金支払いが2ヶ月以上遅延し、再度催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。
- ②利用者の入院もしくは病気等により、退院の見込みなくサービスを利用出来ない状態であることが明らかになった場合。
- ③利用者又はその家族、及び身元引受人が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

五 次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

- ①利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ②利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

## 第12条

- 一 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者、家族、及び身元引受人に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はサービス提供後も同様です。
- 二 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 三 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(損害賠償)

第13条

事業者はサービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対して、その損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第14条

事業者は、サービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族及び身元引受人、又は緊急連絡先へ連絡すると共に、速やかに主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(連携)

第15条

事業者は小規模多機能型居宅介護サービス提供にあたり、介護支援専門員および医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連絡に努めます。

(本契約に定めない事項)

第16条

- 一 利用者、身元引受人および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 二 この契約の定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

(裁判管轄)

第17条

この契約に関してやむを得ず訴訟となった場合は、利用者および事業者は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ1通ずつ保有するものとします。

契約締結年月日

令和 年 月 日

契約者氏名 「事業者」 指定番号

茨城県0891000036号

茨城県下妻市介保指令第21号

住 所

茨城県下妻市下栗1226番地1

事業者名

医療法人社団 白峰会

小規模多機能型居宅介護事業所「ザ・クラブ」

介護予防小規模多機能型居宅介護「ザ・クラブ」

代表者氏名

理事長 斉藤 朝海 印

[利用者]

住 所 茨城県 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

[身元引受人]

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印